

伊丹市立学校 施設開放事業の手引

伊 丹 市 教 育 委 員 会

(平成 元年 12月 作 成)

(平成 4年 4月 一部修正)

(平成 14年 4月 一部修正)

(平成 18年 4月 一部修正)

(平成 24年 4月 一部修正)

(平成 26年 4月 一部修正)

(平成 27年 4月 一部修正)

(令和 6年 4月 一部修正)

(令和 7年 4月 一部修正)

(令和 8年 7月 一部修正)

目 次

1. 伊丹市立学校施設開放事業について	1 ~ 4
趣旨	
実施主体	
開放運営委員会(施設利用調整会議)	
管理指導員	
開放校及び開放の種類・開放日時	
利用対象者	
利用者の遵守事項	
学校との連携	
2. 関係法令および学校園施設等の使用に関する条例・規則および 学校施設開放事業に関する規程等	5 ~ 25
学校教育法(抄)	
社会教育法(抄)	
スポーツ基本法(抄)	
伊丹市立学校園施設等の使用に関する条例	
伊丹市立学校園施設等の使用に関する条例施行規則	
伊丹市立学校施設開放事業に関する規程	
伊丹市立学校園施設の使用に係る実費徴収金納付要綱	
3. 伊丹市立学校施設開放事業関係書類	26

1. 伊丹市立学校施設開放事業について

(1)趣旨

学校施設開放事業(以下「開放事業」という。)とは、社会教育の一環として、伊丹市立小中学校の施設を、学校教育活動に支障のない範囲内において開放することにより、市民の健康・体力づくりならびに文化・教養の向上を図ることを目的とする。

(2)実施主体

開放事業の具体的な実施にあたっては、各小学校・中学校ごとの開放運営委員会(施設利用調整会議。以下「開放運営委員会等」という。)が自主的に運営するものとする。

(3)開放運営委員会等

各学校ごとの開放運営委員会等は、開放事業の趣旨にのっとり地域の事情や特性をふまえ、公平かつ効果的に行うために設けられたものである。

開放運営委員会等の構成および所掌事務については、各校区ごと伊丹市立学校施設開放運営委員会設置要項準則に基づくものとする。

(4)管理指導員

学校施設の開放に伴う利用者の危険防止及び施設設備の管理に当り、開放事業の目的が達成されるよう指導するものとして、管理指導員が置かれる。

開放運営委員会等は、管理指導員を選任し、教育委員会に報告するものとする。

なお、選任に当っては、任務の性格上、開放事業に理解があり、行動力と責任感のある人が望ましい。

管理指導員の役割

- ①開放時間前までに、開放事業を実施する学校(以下「開放校」という。)に出向き、学校からの開放施設に関する引継ぎをうける。
(鍵の受渡、施錠、防犯防火、その他依頼事項)
- ②開放時間中は、利用者の活動が正常かつ円滑に行われるよう管理指導にあたる。
- ③開放時間中に事故が発生した場合は、文書をもって教育委員会に報告する。
ただし、緊急を要する場合は、口頭にて速やかに報告する。
- ④開放時間終了後は、開放施設の異常の有無を点検し、異常があった場合には、原形に復するよう利用者に指示する。
- ⑤学校施設使用・電気使用時間記入簿に必要事項を記入し、開放運営委員会等に提出する。

(5)開放校及び開放の種類・開放日時

開放校は、地域の実情及び施設の状況を考慮して、伊丹市立小学校・中学校とする。開放時間は、教育委員会が必要と認めるときは、変更することができる。

〔開放場所及び開放日とその時間帯〕

開放の種類	団体種別	場 所	開 放 日	開 放 時 間
文化・ スポーツ 開放	地域クラブ団体 以外	教 室 特別教室 体 育 館 武 道 場 クラブハウス	土曜日・日曜日 ・休日 長期休業日	(小学校施設) 午前9時～午後9時
				(中学校施設) 午後7時～午後9時
			上記以外の日	(小学校施設) 各学校の完全下校時刻 ～午後9時
				(中学校施設) 午後7時～午後9時
		(小学校施設) 運 動 場	土曜日・日曜日 ・休日 長期休業日	午前9時～日没
			上記以外の日	各学校の完全下校時刻 ～日没
	(小学校施設) プ ー ル	夏季休業日	午前9時～午後4時	
	地域クラブ団体	(中学校施設) 教 室 特別教室 体 育 館 武 道 場 運 動 場 クラブハウス プ ー ル	土曜日・日曜日 ・休日 長期休業日	午前9時～午後7時
				上記以外の日

(6) 使用対象者

(a) 各開放運営委員会等に登録されている団体で、次項に定める団体を除き、以下の条件を全て満たした団体に限る。ただし、第1号については、地域の実情に応じ、登録する校区内に在住、在勤または在学する者とする事ができる。

- (1) 5人以上で、原則、伊丹市に在住、在勤または在学する者で構成されていること。
- (2) 定期的にスポーツ又は文化活動を行うこと。
- (3) 成人（高校生を除く）している代表者を有すること。
- (4) 構成員が、スポーツ安全保険・損害賠償責任保険等に加入していること。
- (5) 運営委員会が別途定める要件を満たしていること。

(b) 教育委員会により認定された地域クラブ団体。

※開放運営委員会等に登録されていない団体が利用する場合

伊丹市内に居住している住民で、開放運営委員会等に登録されていない団体が利用しようとするときは、当該学校長に学校業務の支障の有無を確認し、開放運営委員会等と調整を行った後、伊丹市立学校園施設使用許可申請書を伊丹市教育委員会事務局教育政策課に提出し、許可を受けなければならない。

(7)使用者の遵守事項

伊丹市立学校施設を使用する者は、学校教育活動に支障をきたさないことが原則であるので、次に掲げる事項を守らなければならない。

- ①許可された使用目的以外の用途に使用してはならない。
- ②許可された場所以外への出入り、許可された者以外の出入りは禁止する。
- ③許可を受けた者が、第三者に損害を与えたときは、自己の責任において解決しなければならない。
- ④許可を受けた者が、使用中に起った一切の事故については、使用者の責任とする。
- ⑤校内の諸物件(設備・備品・花壇・樹木・窓ガラス・その他)の損傷については、使用者で弁償をすること。
- ⑥使用にあたっては、許可なく学校敷地内での飲食を禁止する。また、学校敷地内は全面禁煙とする。
- ⑦便所の使用については、学校教育の場所であることを認識し、児童生徒が気持ちよく使えるためにも、汚さないように使用すること。
- ⑧使用責任者は、常に事故防止・会場管理に留意すること。
- ⑨使用にあたっては、お互いに譲り合い、楽しく使用すること。
- ⑩使用にあたっては、ここに掲げるほか、学校当局及び管理指導員の指示に従うこと。
使用者は、使用後関係個所の整理と清掃をすること。また、持ち込んだもの(ゴミ等)は、必ず持ち帰ること。
使用者は、使用後に体育館・便所の窓・戸等全てに施錠すること。(防犯防火のため)
使用にあたっては、許可なく学校敷地内に自動車(原動機付自転車、自動二輪車を含む。)を乗りいれたり、校門附近に駐車しないこと。
- ⑪営利を目的として施設を使用し、または物品を販売し、もしくは頒布しないこと。また、会費を徴収している団体は、年度ごとに会計報告書を作成し、教育委員会が必要と認める場合は提出すること。

(8) 学校との連携

開放事業の具体的な実施は、学校教育活動に支障のない範囲で、開放運営委員会等が中心になって推進していくこととする。

また、学校に迷惑をかけないように充分連絡を取り、運営上の色々なことについて、指導助言を得るよう努めること。

2. 関係法令(抄)および伊丹市立学校園施設等使用に関する条例・規則および伊丹市立学校施設開放事業に関する規程等

(1) 学校教育法(昭和22年3月31日 法律第26号)

第85条 学校教育上支障のない限り、学校には、社会教育に関する施設を附置し、又は学校の施設を社会教育その他公共のために、利用させることができる。

(2) 社会教育法(昭和24年6月10日 法律第207号)

(学校施設の利用)

第44条 学校(国立学校又は公立学校をいう。以下この章において同じ。)の管理機関は、学校教育上支障がないと認める限り、その管理する学校の施設を社会教育のために利用に供するように努めなければならない。

(3) スポーツ基本法(昭和23年6月24日 法律第78号)

(学校施設の利用)

第13条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、又はその利用上の利便性の向上を図るため、当該学校のスポーツ施設の改修、照明施設の設置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(4) 伊丹市立学校園施設等の使用に関する条例

(昭和55年伊丹市条例第2号) 資料1

(5) 伊丹市立学校園施設等の使用に関する条例施行規則

(昭和55年伊丹市教育委員会規則第1号) 資料2

(6) 伊丹市立学校施設開放事業に関する規程

(昭和55年教育長訓令第1号) 資料3

(7) 伊丹市立学校園施設の使用に係る実費徴収金納付要綱 資料4

(8) 『参考』 伊丹市立〇〇学校施設開放運営委員会設置要項準則 資料5

[資料1]

伊丹市立学校園施設等の使用に関する条例

(昭和55年伊丹市条例第2号)

市立学校園施設の使用に関する条例(昭和23年条例第141号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、伊丹市立学校および幼稚園(以下「学校園」という。)ならびに伊丹市立総合教育センター(以下「センター」という。)の施設の目的外使用に関し必要な事項を定めることにより、文化・スポーツの振興を図り、もって住民の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「施設」とは、伊丹市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の管理に属する学校園の教室、体育館および運動場ならびにセンターの研修室、講座室および展示ホールをいう。

(施設の使用許可)

第3条 施設を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会に申請し、その許可を受けなければならない。ただし、児童等が遊び場として運動場を使用する場合は、この限りでない。

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可することができる。

- (1) 社会教育法(昭和24年法律第207号)およびスポーツ基本法(平成23年6月24日 法律第78号)による諸行事に使用するとき。
- (2) 公共団体または公共的団体が使用するとき。
- (3) 学校関係団体が使用するとき。
- (4) 前各号に定めるもののほか、教育委員会において、教育上または公益上必要と認めるとき。

(使用料の納付等)

第4条 別表に定める施設の使用の許可を受けた者は、同表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、前条第2項第1号に規定する諸行事を教育委員会が後援するときは、無料とする。

2 教育委員会は、教育上または公益上特別の必要があると認めるときは、使用料の納付を免除することができる。

3 既納の使用料は、返還しない。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(使用者の遵守事項)

第5条 施設の使用の許可を受けた者は、許可書を学校長、幼稚園長または伊丹市立総合教育センター所長(以下「学校長等」という。)に提示し、使用しなければならない。

2 施設を使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設またはその付属物を損傷しないこと。
- (2) 指定された場所以外の場所に立入らないこと。
- (3) 営利を目的として施設を使用し、または物品を販売し、もしくは頒布しないこと。
- (4) 前各号に定めるもののほか、教育委員会または学校長等が施設の管理上必要と認めて指示したこと。

(許可の取消等)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取消し、または使用を停止することができる。

- (1) 施設を使用する者が、許可を受けないで使用の目的を変更したとき。
 - (2) 使用の許可を受けた施設以外の施設を使用したとき。
 - (3) 前条に規定する事項を遵守しないで施設を使用したとき。
 - (4) 教育委員会または当該学校園もしくはセンターにおいて緊急に使用する必要が生じたとき。
 - (5) 前各号に定めるもののほか、施設の管理上教育委員会が特に必要があると認めたとき。
- 2 前項の規定により、使用者が損害を受けることがあつても、市はその責めを負わない。

(原状回復等)

第7条 施設を使用する者が施設、施設の付属物、備品等を損傷または滅失したときは、直ちにこれを原状に回復し、またはその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

(経過規定)

2 この条例の施行の日前に、既に施設の使用の許可を受けている者については、なお従前の例による。

付 則(昭和57年3月31日条例第6号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和57年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前に、第1条、第3条から第5条まで、第7条、第9条および第10条の規定による改正前のそれぞれの条例の規定により使用または変更の許可を受けている者の使用料については、第1条、第3条から第5条まで、第7条、第9条および第10条の規定による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則(平成6年3月28日条例第7号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。ただし、第1条中伊丹市立学校園施設の使用に関する条例の題名の改正規定、同条例第1条、第2条、第5条及び第6条第1項第4号の改正規定並びに同条例別表の改正規定(伊丹市立総合教育センターに係る部分に限る。)は、伊丹市立総合教育センター条例(平成6年伊丹市条例第2号)の施行の日から施行する。

(伊丹市立学校園施設の使用に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)の施行の日(以下「施行日」という。)前に、第1条の規定(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正前の伊丹市立学校園施設の使用に関する条例第3条第1項の規定による許可を受けている者の当該許可に係る使用料については、なお従前の例による。

付 則(平成23年9月26日条例第16号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

別表

区 分		時 間 帯		9時から	12時から	17時から	9時から
		9時から	12時まで	12時から	17時まで	17時から	21時まで
学 校	教 室	普通教室	円	円	円	円	円
		特別教室	350	650	1,200	1,800	
	遊 戯 室	550	900	1,800	2,900		
	体 育 館	650	1,150	2,150	3,600		
園	運 動 場	550	900	—	—		
セ ン タ ー	研 修 室(1)	800	1,350	1,600	3,000		
	研 修 室(2)	1,150	1,900	2,300	4,300		
	講 座 室	900	1,500	1,800	3,350		
	展 示 ホール	—	—	—	5,450		

[資料2]

伊丹市立学校園施設等の使用に関する条例施行規則

(昭和55年3月31日教委規則第1号)

(趣旨)

第1条 この規則は、伊丹市立学校園施設等の使用に関する条例（昭和55年伊丹市条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「施設」とは、条例第2条に規定する施設をいう。

(施設の使用時間)

第3条 施設の使用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(施設の使用申請)

第4条 施設を使用しようとする者は、当該学校長、幼稚園長または伊丹市立総合教育センター所長（以下「学校長等」という。）を経由して、伊丹市立学校園施設使用許可申請書または伊丹市立総合教育センター施設使用許可申請書を使用しようとする日の3日前までに伊丹市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

2 施設を使用する際に、特別の設備を設置する場合は、前項の申請書にその設備計画を示す書類を添付しなければならない。

(施設の使用許可)

第5条 教育委員会は、前条の使用許可申請書を受領したときは、その内容を検討し、適当と認めた場合は、伊丹市立学校園施設使用許可書または伊丹市立総合教育センター施設使用許可書を交付する。

2 教育委員会は、施設の使用を許可する場合において、施設の管理上必要があるときは、条件を付することができる。

(使用料の納付)

第6条 前条第1項の使用許可書の交付を受けた者は、直ちに使用料を納付しなければならない。

(使用料の免除)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、条例第4条第2項の規定に基づき、使用料を免除する。

(1) 地域住民に対し文化・スポーツの普及を図ろうとする者が、その目的のために使用するとき。

(2) 地域活動の振興のために本市から助成を受けている者が、その目的のために使用するとき。

(3) 公共団体が使用するとき。

(4) 公共的団体が地域住民の福祉向上のために使用するとき。

(5) 学校関係団体が、教育の目的のために使用するとき。

(使用料の返還)

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合に、条例第4条第3項ただし書の規定に基づき、既納の使用料を返還する。

- (1) 条例第6条第1項第4号または第5号に該当することにより、教育委員会が施設の使用の許可を取り消し、または使用を停止したとき。
- (2) 災害その他不可抗力により施設を使用できなかつたとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、教育委員会が特に必要と認めたとき。

(使用許可事項の変更申請および許可)

第9条 第5条第1項の使用許可書の交付を受けた者が、使用許可事項を変更しようとする場合は、当該使用許可書を教育委員会に提出し、使用許可事項の変更申請をしなければならない。

- 2 前項の申請については、第4条の規定を準用する。
- 3 教育委員会は、当該申請の内容がやむを得ないと認めた場合は、第1項の申請に係る許可をするものとする。
- 4 前項の許可については、第5条の規定を準用する。
- 5 第3項の許可を受けた者が、第6条の規定により既に使用料を納付している場合は、当該使用料を当該許可により納付すべき使用料に充当する。

(使用者の遵守事項)

第10条 施設を使用する者は、条例第5条に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用前に学校長等と使用方法等について十分協議すること。
- (2) 盗難、火災等の発生の防止に努め、善良な管理者の注意をもつて使用すること。
- (3) 許可を受けないで、物品を搬入しないこと。
- (4) 許可を受けないで、ポスター・ビラ等を配布し、または掲示しないこと。
- (5) 多人数で施設を使用する場合は、必要に応じ、整理員を配置する等秩序維持および安全対策のために配慮すること。
- (6) 学校長等、関係職員または施設使用管理者の指示に従うこと。

(使用許可の取消通知)

第11条 教育委員会は、条例第6条第1項の規定により、使用の許可を取り消し、または使用を停止したときは、第5条第1項の使用許可書を交付した者に対し、その旨を文書で通知するものとする。

(施設使用管理者)

第12条 教育委員会は、学校に施設使用管理者を置くことができる。

- 2 施設使用管理者は、概ね次の各号に掲げる事務を掌どる。
 - (1) 施設を使用する者に対し、条例第5条に規定する使用者の遵守事項および第10条に規定する使用者の遵守事項を周知徹底させること。
 - (2) 施設の鍵を保管すること。
 - (3) 随時施設を点検することにより、施設の管理を図ること。
- 3 施設使用管理者は、教育長が委嘱する。

(細則)

第 13 条 この規則に定めるもののほか、施設の使用に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

- 1 この規則は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 伊丹市立小学校および中学校の体育施設の開放に関する規則（昭和 49 年伊丹市教育委員会規則第 9 号）は、廃止する。

付 則（昭和 57 年 3 月 31 日教委規則第 2 号）

この規則は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 6 年 8 月 31 日教委規則第 4 号）

この規則は、平成 6 年 9 月 17 日から施行する。

付 則（平成 9 年 6 月 30 日教委規則第 4 号）

この規則は、平成 9 年 7 月 1 日から施行する。

付 則（令和 6 年 1 月 31 日教委規則第 1 号）

この規則は、令和 6 年 2 月 1 日から施行する。

[資料3] 伊丹市立学校施設開放事業に関する規程

(昭和55年教育長訓令第1号)

(趣旨)

第1条 この規程は、伊丹市立学校園施設等の使用に関する条例施行規則（昭和55年伊丹市教育委員会規則第1号。以下「規則」という。）第13条の規定に基づき、伊丹市立学校施設開放事業（以下「開放事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 開放事業とは、社会教育事業の一環として、伊丹市立学校の施設を学校教育活動に支障のない範囲において開放することにより、市民の健康・体力づくりならびに文化および教養の向上を図り、あわせて学校をコミュニティスクールとして育成することを目的として行う事業をいう。

(施設の管理責任)

第3条 学校施設の開放に関する事務は、伊丹市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行い、開放事業に伴う施設、設備の管理責任は教育委員会が負うものとする。

(開放校および開放の種類)

第4条 開放事業を実施する学校（以下「開放校」という。）は、地域の実情および施設の状態等を考慮して、伊丹市立小学校および中学校とする。

2 学校施設の開放は、次のとおりとする。

種 類	場 所	用 途
文化・ スポーツ 開放	教室・特別教室 体育館・武道場 運動場 クラブハウス プール	団体が行う文化およびスポーツ・ レクリエーション活動の使用に供 する

3 前項の規定にかかわらず、施設の状態等により使用種目および使用対象者について、教育委員会は指定することができる。

(開放の日時)

第5条 学校施設の開放の日時は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情のある場合は、教育委員会は開放の日時を変更することができる。

(運営委員会)

第6条 開放校に伊丹市立学校施設開放運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。

- 2 開放事業に係る企画・運営は、運営委員会が主体となって実施する。
- 3 運営委員会は、運営委員会規約を作成し、適切な運営を行う。
- 4 運営委員会は、登録団体等の関係者で構成するものとする。

(運営委員会の業務)

第7条 運営委員会は、次の業務を行うものとする。

- (1) 使用を希望する団体の運営委員会への登録・変更・取消を行う。
- (2) 教育委員会への報告書類及び使用許可申請書の作成及び提出を行う。
- (3) 学校長に施設使用可能日の確認を行う。
- (4) 施設を使用する者(以下、「使用者」という。)の使用調整を行う。
- (5) 開放事業で起こった諸問題の解決、ルール・マナーの確認、情報交換等を行う。
- (6) 学校施設の開放に伴う使用者の危険防止および施設・設備の管理を行う者(以下、「管理指導員」という。)を選任し、教育委員会に報告を行う。
- (7) 教育委員会との連絡調整を行う。
- (8) その他、運営主体として必要な事項を行う。

2 運営委員会は、前項の業務を学校教職員に行わせてはならない。

(使用対象者)

第8条 対象となる使用者は、運営委員会に登録する団体(以下、「登録団体」という。)に所属する者とする。

2 登録団体は、**次項に定める団体を除き**、以下の条件を全て満たした団体に限る。ただし、第1号については、地域の実情に応じ、登録する校区内に在住、在勤または在学する者とすることができる。

- (1) 5人以上で、原則、伊丹市に在住、在勤または在学する者で構成されていること。
- (2) 定期的にスポーツ又は文化活動を行うこと。
- (3) 成人(高校生を除く)している代表者を有すること。
- (4) 構成員が、スポーツ安全保険・損害賠償責任保険等に加入していること。
- (5) 運営委員会が別途定める要件を満たしていること。

3 **教育委員会により認定された地域クラブ団体(以下「地域クラブ団体」という。)**

(使用者の遵守事項)

第9条 使用者は、伊丹市立学校園施設等の使用に関する条例第5条及び規則第10条に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された使用目的以外の用途に使用しないこと。
- (2) 第三者に損害を与えたときは、自己の責任において解決すること。
- (3) 学校内及び学校施設周辺で喫煙をしないこと。
- (4) 使用にあたっては、お互いに譲り合い、楽しく使用すること。

- (5) 使用した施設、設備は、使用後に整理と清掃をすること。
- (6) 退出時は戸締り、消灯、空調機器を停止すること。
- (7) 持ち込んだもののゴミは、施設内のゴミ箱に捨てず、持ち帰ること。
- (8) 学校敷地内に自動車を乗り入れたり、校門付近に駐車しないこと。ただし、荷物の運搬等やむを得ず乗り入れる場合は、必要最小限とし、学校長の許可と指示を受けること。
- (9) 会費を徴収している団体は、年度ごとに会計報告書を作成し、教育委員会が必要と認めた場合は提出すること。

(運営委員会に関する報告)

第10条 運営委員会は、教育委員会が指定する日までに次の書類を教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 学校施設開放運営委員会組織名簿（様式1）
- (2) 学校施設開放管理指導員報告書（様式2）
- (3) 学校施設開放運営委員会登録団体一覧表（様式3）
- (4) 学校施設開放運営委員会登録団体届出書兼報告書（様式4）

2 前項の提出書類に変更があった場合は、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(登録手続)

第11条 開放校の施設の使用を希望する団体は、学校施設開放運営委員会登録団体届出書兼報告書（様式4）で登録申請をし、あらかじめ運営委員会の承認を得なければならない。

2 運営委員会への登録は、原則1団体につき1校までとする。ただし、運営委員会が認める場合又は地域クラブ団体は、その限りでない。

(使用申請)

第12条 規則第4条に基づき使用申請をする場合は、伊丹市立学校園施設使用許可申請書（様式5）及び学校施設開放運営委員会行事予定表（様式6）を教育委員会が指定する日までに提出しなければならない。

2 前項の予定表に変更がある場合は、速やかに教育委員会に変更申請をしなければならない。

(使用調整)

第13条 運営委員会は、毎月、翌月の使用可能日を学校長に確認しなければならない。

2 施設の使用について、運営委員会は、登録団体の使用回数に偏りがないよう使用調整を行わなければならない。

(事故の責任)

第14条 開放中に発生した事故については、施設・設備の不備に基づくものを除きすべて使用者の責任とする。

(使用者の弁償責任)

- 第15条 使用者は、その責に帰すべき理由により開放校の施設・設備を損傷または滅失したときは、教育委員会、学校長、運営委員会に報告しなければならない。
- 2 使用者は、前項の損傷または滅失した施設・設備について、学校長と調整を行い、速やかにこれを原状に回復し、またはその損害を弁償しなければならない。
- 3 使用者は、前項の原状回復及び損害の弁償後、速やかに学校施設損傷・滅失報告書(様式7)を教育委員会に提出しなければならない。

(使用実績の報告)

- 第16条 使用者は、オンライン申請(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって教育委員会が別に定めるものをいう。)にて、使用者、使用日、使用場所、施設使用時間、電気使用時間等を、使用終了後速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(実費徴収金の納付方法)

- 第17条 使用者は、伊丹市立学校園施設の使用に係る実費徴収金納付要綱第1条から第3条の規定に基づく実費徴収金額を納付しなければならない。
- 2 使用者は、オンライン決済(伊丹市会計規則第14条の2第1項における指定納付受託者が電子情報処理組織により収納する方法であって教育委員会が別に定めるものをいう。以下、同じ。)にて、教育委員会が指定する期日までに、納入通知に記載されている金額を納付しなければならない。
- 3 オンライン決済に対応できない使用者は、対応できない理由を添えて、教育委員会が指定する日までに納付書の作成を教育委員会に依頼しなければならない。
- 4 前項の使用者は、納付書に記載する金融機関にて、教育委員会が指定する期日までに、納付書に記載されている金額を納付しなければならない。

(細則)

- 第18条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に教育長が定める。

付 則

この規程は、令達の日から施行する。

付 則(平成14年伊丹市教育長訓令第1号)

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

付 則(平成18年伊丹市教育長訓令第1号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

付 則(令和6年伊丹市教育長訓令第1号)

この規程は、令和7年3月1日から施行する。ただし、第16条及び第17条の規定については、令和7年3月31日までは、なお従前の例とする。

付 則(令和8年伊丹市教育長訓令第2号)

この規程は、令和8年7月1日から施行する。

別表

開放の種類	団体種別	場 所	開 放 日	開 放 時 間
文化・ スポーツ 開放	地域クラブ団体 以外	教 室 特別教室 体 育 館 武 道 場 クラブハウス	土曜日・日曜日 ・休日 長期休業日	(小学校施設) 午前9時～午後9時
				(中学校施設) 午後7時～午後9時
			上記以外の日	(小学校施設) 各学校の完全下校時刻 ～午後9時
			(中学校施設) 午後7時～午後9時	
		(小学校施設) 運 動 場	土曜日・日曜日 ・休日 長期休業日	午前9時～日没
			上記以外の日	各学校の完全下校時刻 ～日没
	(小学校施設) プ ー ル	夏季休業日	午前9時～午後4時	
	地域クラブ団体	(中学校施設) 教 室 特別教室 体 育 館 武 道 場 運 動 場 クラブハウス プ ー ル	土曜日・日曜日 ・休日 長期休業日	午前9時～午後7時
			上記以外の日	各学校の完全下校時刻 ～午後7時

備考

1. 休日とは、国民の休日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日とする。

学校施設開放運営委員会登録団体一覧表

団体名	活動種目	対象	活動人数 (市民は在学・ 在勤含む)	地域クラブ 団体は○を してください	活動状況			連絡先	
					活動場所	曜日	使用時間	代表者名 連絡担当者名	電話
		・未就学児 ・小学生 ・中学生 ・一般	市民: 市外:						
		・未就学児 ・小学生 ・中学生 ・一般	市民: 市外:						
		・未就学児 ・小学生 ・中学生 ・一般	市民: 市外:						
		・未就学児 ・小学生 ・中学生 ・一般	市民: 市外:						
		・未就学児 ・小学生 ・中学生 ・一般	市民: 市外:						
		・未就学児 ・小学生 ・中学生 ・一般	市民: 市外:						
		・未就学児 ・小学生 ・中学生 ・一般	市民: 市外:						
		・未就学児 ・小学生 ・中学生 ・一般	市民: 市外:						
		・未就学児 ・小学生 ・中学生 ・一般	市民: 市外:						
		・未就学児 ・小学生 ・中学生 ・一般	市民: 市外:						

(様式 4)

令和 年 月 日

()学校施設開放運営委員会 様
伊丹市教育委員会 様

記入者

電話番号

()学校施設開放運営委員会登録団体届出書兼報告書

下記のとおり運営委員会登録団体として届け出ます。

団体名			
学校名	伊丹市立	小 中 学 校	
活動場所 活 動 曜 日・時 間 活動の目的	体育館・運動場・武道場・教室・クラブハウス・ギャラリー	活動内容 ・種目等	
代表者	フリガナ	携帯番号	
	氏名		
	住所 〒	メールアドレス	
代表者以外で 連絡のとれる方	フリガナ	携帯番号	
	氏名		
	住所 〒	メールアドレス	
団体の種別	1. クラブ・同好会 2. 地域団体 3. 少年スポーツ 4. 職場 5. 地域クラブ団体 6. その他()	構成員 (名簿添付)	未就学児 人 小学生 人 中学生 人 一 般 人 指 導 者 人 合 計 人 うち市内在住 (在勤、在学含む) 人
会 費	1. 無 2. 有 (年会費 円) (月会費 円) (1回の参加につき 円) ※具体的に 記入すること (その他 円)	活動に 参加さ れる方	
実費徴収金	<input type="checkbox"/> 納付書払いを希望する (理由:)		
運営委員会	<input type="checkbox"/> 他の運営委員会に加入している (委員会名:)		
<p>私は、運営委員会に登録するにあたり、下記事項を遵守することをここに誓います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伊丹市教育委員会及び、運営委員会が定めた諸規定を遵守します。 ・登録にあたり提出した書類に虚偽はありません。 ・営利を目的とした活動ではありません。 ・施設の使用で発生した実費徴収金は、教育委員会が指定する期日までに必ず支払います。 ・スポーツ安全保険・損害賠償責任保険等に加入しています。 <p style="text-align: center;">年 月 日 代表者自署</p>			

※ご記入いただいた情報については、本業務以外の目的には使用いたしません。

【運営委員会記入欄】

上記団体の登録を認めます。

年 月 日 ()学校施設開放運営委員会 会長()

(様式 5)

令和 年 月 日

伊丹市教育委員会 様

伊丹市立 小・中学校施設開放運営委員会
会長
記入者
連絡先

伊丹市立学校園施設使用（変更）許可申請書

下記のとおり申請します。

1. 使用施設名 伊丹市立 小 中 学校
体育館 武道場 運動場
その他()
2. 使用内容・日時 別添学校施設開放運営委員会行事予定表のとおり
令和 年 月
3. 使用行事名 学校施設開放運営委員会行事
4. その他 学校施設の使用に関する条例・規則・要綱・規程を遵守します。
施設使用後は速やかに実績報告を行い、電気を使用した際は、「伊丹市立学校園施設の使用に係る実費徴収金納付要綱」に基づき、市ホームページに公表されている実費徴収金額を支払います。

学校長意見 なし
あり ()

伊丹市立 学校長

伊丹市立 小・中学校
学校長・学校施設開放運営委員会 様

伊丹市立学校園施設使用（変更）許可書

- ・上記申請について伊丹市立学校園施設等の使用に関する条例第3条第2項第1号により許可する。
- ・伊丹市立学校園施設等の使用に関する条例第4条第2項および伊丹市立学校園施設等の使用に関する条例施行規則第7条第1項第1号に該当するため使用料を免除する。
- ・実費徴収金については、伊丹市立学校園施設の使用に係る実費徴収金納付要綱のとおりとする。

令和 年 月 日

伊丹市教育委員会

(様式 6)

小・中 学校施設開放運営委員会行事予定表

月分

日	曜日	体育館			運動場		その他教室等
		午前	午後	夜間	午前	午後	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							

運営委員会の予定以外を記入する場合は、区別がつくようにしてください。

伊丹市教育委員会 様

学校施設損傷・滅失報告書

運営委員会

学校運営委員会

団体名

代表者

このたび学校施設を損傷・滅失いたしましたので、以下のとおり報告いたします。

発生日時	
発生場所	
事故内容	
事故に至った経緯	
対応結果	
今後の対策	
備考	

◎関係法令

伊丹市立学校園施設等の使用に関する条例
(原状回復等)

第7条 施設を使用する者が施設、施設の付属物、備品等を損傷または滅失したときは、直ちにこれを原状に回復し、またはその損害を賠償しなければならない。

伊丹市立学校施設開放事業に関する規程
(使用者の弁償責任)

第15条 使用者は、その責に帰すべき理由により開放校の施設・設備を損傷または滅失したときは、教育委員会、学校長、運営委員会に報告しなければならない。

2 使用者は、前項の損傷または滅失した施設・設備について、学校長と調整を行い、速やかにこれを原状に回復し、またはその損害を弁償しなければならない。

3 使用者は、前項の原状回復及び損害の弁償後、速やかに学校施設損傷・滅失報告書(様式7)を教育委員会に提出しなければならない。

伊丹市立学校園施設の使用に係る実費徴収金納付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊丹市立学校園施設等の使用に関する条例施行規則（昭和55年伊丹市教育委員会規則第1号。以下「規則」という。）第13条の規定に基づき、伊丹市立学校及び幼稚園の施設の使用に係る実費徴収金の納付について必要な事項を定める。

(実費徴収金の納付)

第2条 伊丹市立学校園施設等の使用に関する条例（昭和55年伊丹市条例第2号）第3条第1項の規定により、施設の使用の許可を受けた者は、照明設備及び空調設備（体育館を使用した場合に限る。）の使用に係る実費徴収金を納付しなければならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 規則第7条第1号に該当する場合で、幼児、小学生、中学生を対象とする行事を行うとき。
 - (2) 規則第7条第2号から第5号までのいずれかに該当するとき。
- 2 実費徴収金を納付しなければならない施設、使用日及び使用時間は、別表のとおりとする。ただし、使用時間については、規則第3条の規定により使用時間を変更したときは、変更後の使用時間とする。

(実費徴収金額)

第3条 実費徴収金額は、別に定める照明設備及び空調設備（体育館を使用した場合に限る。）の実費単価にそれぞれ当該設備の使用時間を乗じて得た額を合計した額とする。

- 2 実費徴収金額の算出に係る当該設備の使用時間は1時間を単位として計算するものとしその場合に1時間未満の端数が生じたときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。
- 3 第1項の実費単価額は、電気事業者が定める当該年度の電気料金単価を基に施設ごとに定め、ホームページへの登載その他教育委員会において適当と認める方法により公表するものとする。

(報告等)

第4条 施設の使用の許可を受けた者は、施設の使用が終わったときは、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって教育委員会が別に定めるものにより、施設の使用日時並びに照明設備及び空調設備（体育館を使用した場合に限る。）の使用状況並びに当該設備の使用時間を速やかに教育委員会に報告しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項により報告された使用時間と当該設備の実際の稼働時間に著しい齟齬があると認めた場合には、施設の使用の許可を受けた者に対し、当該設備の実際の稼働時間を使用時間とみなして前条に定めた実費徴収金を請求する。

別表

施設	使用日	使用時間
普通教室 特別教室 遊戯室 体育館	土曜日 日曜日 休日 長期休業日	午前9時～午後9時
	上記以外	午後6時～午後9時

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

3. 伊丹市立学校施設開放事業関係書類

様式	帳票名	提出期限	部数
1	学校施設開放運営委員会 組織名簿	教育委員会が指定する日	1
2	学校施設開放管理指導員 報告書	教育委員会が指定する日	1
3	学校施設開放運営委員会 登録団体一覧表	教育委員会が指定する日	1
4	学校施設開放運営委員会 登録団体届出書兼報告書	教育委員会が指定する日	1
4 別添	構成員名簿	教育委員会が指定する日	1
5	伊丹市立学校園施設使用 (変更) 許可申請書	施設を使用する3日前	1
6	学校施設開放運営委員会 行事予定表	施設を使用する3日前	1
7	学校施設損傷・滅失報告書	施設の原状回復及び損害の弁償後速やかに	1

備考

- 1 上記書類は、各学校施設開放運営委員会単位でまとめて教育委員会スポーツ振興課へ提出する。(期限厳守)
- 2 様式1～4は、同時に提出する。(変更があればその都度)
- 3 様式5・6は、同時に提出する。(学期ごとにまとめて提出も可)
- 4 様式7は、学校施設を損傷、滅失した場合のみ提出する。